中央交渉 長計以前の諸問題解明へ

28日以降具體的行動に突入

三鉱連中闘指令第一號を発す

（住作）『子供四人』港務　田浦政義
リコーフレックス 3.5 絞f8 50/1 Y二号

経営に対し諸要求の準備行動をおこせ

長計闘争指令

三井鉱山の提示した「長期計画」に対決する闘争の基本に就ては三鉱連機関決定による「闘争方針」に明らかである。またその後の中央団交の経過についてはさきにオルグを派遣し「中央団交の問題点」として、各位に周知徹底をはかつた。昨日会社側は「経営」の「機構整備」についての要綱を提示し一応昨年六月四日の緊急改善方策の具体的実施を明らかにした。

中闘は会社自ら提示した緊急改善方策十三項目の具体的実施については「企業経営における独善的態度の是正」として重大な関心を傾注し且つあまりにも当然な経営努力を要求し、本日以降いよいよ長期計画以前の問題点を明確にさせつゝ本格的な長期計画闘争の段階に突入する決意を新たにするものである。よつて左記の通り指令した。

記

一、機構整備要綱の提示を契機として本日以降中央交渉が「長計以前」の諸問題の解明の具体的な行動に突入することを周知徹底せよ。

二、賃闘争委員会は中央交渉に呼応し、機構整備の山元関係部分の未提示に関する意見を集約し、速かに報告せよ。

三、今後の経営に対する「諸要求」については近日中に中闘として提示する。

発行所
三池炭鑛勞働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 474 番

編集兼発行人　山本博貫
三鉱労組印刷工場

三鉱労組機関紙

書記局便り

廿六日　大地評代表者会議
廿七日　県生食委員会
廿八日　職術委員会
廿八日　生産会議
三十日　山ノ上公判
一日　中央執行委員会

前進

合理化（首切り）反対闘争のあり方について

一、一昨年の企闘を顧みて

企業整備反対闘争においていわゆる「独走」であつたと三鉱連は自己批判したが、独走がよかつたという者は一人もないであろう。そして三鉱連の組合員は救えたが　他の企業連の組合員は救えなかつた。この組合員は三鉱連の組合員であろうと、三菱の組合員であろうと同じ炭鉱労働者であるのに、なぜ他の企業連だけ首を切られねばならないだろうか。

三菱の住友の組合員は闘えなかつたからであるとして、これを慰ることは余りにも痛ましい。

この点を分析するとき、闘えた、闘えなかつたよりさきに、組織的欠陥がもつとも重要であつた点に眼をむけるべきである。

それは企業別組合の欠陥を暴露したものであり、経営者の組織分断政策が成功したからである。現在中小炭鉱の休廃閉山が次々に起つている。その上に石炭企業合理化法の重圧が加わつている。この労働者はどうすれば救えるのか。

もちろん中小炭鉱を守る闘いは、中小炭鉱の同志の闘いでなければならないが　独走すれば経営者のいうつぶれる所はつぶれて経営が安定することになり　独占資本の片棒をかつぐことと同じことになる。また三鉱連のみが首切り撤回に成功しても、他企業連が首を切られゝばその結果として、他資本の労働強化は急速に進展しコスト切下げになる。このことは首切撤回に成功した資本と無関係ではあり得ない。それはわれわれは、各企業（会社）の競走を打破する何ものも持たないからである。そこで産業別（炭労）組織の闘いは、われわれの生活を守る闘い、首を切らせない運動の闘いであることを認識しなければならない。産業別（炭労）をはなれた企業を主体とする闘いは本質的にあり得ないのである。しかし炭労の現実は余りにも企業連組織の欠陥を露呈し、組合員の信頼を失墜したことは事実であり、この情勢を打破し、組合員の首を守り、闘いの本質にかえる方法は「企業連の独走もあえて辞さない」決意これが、闘いへの道であるとして、三鉱連の闘いの路線を示したのである。

「企闘終結時の闘いのあり方

企業整備反対闘争終結時の判断を見るゝ、「企業内闘争の限界とその克服として、今この闘争を契機に今後われわれは事業計画又は、これに関連する経営上の諸会議にも労働組合としての発言権を強化し、再び不当な一方的な首切合理化が行われないように活発な日常闘争の展開を、各山元で決意し実践すべきであるゝとあるが、企業整備反対闘争は、「不当解雇」という四字のみの闘いであつたであろうか。出発は不当解雇反対であつたが、闘争を推進する過程の中から企業における労働者の主体性拡大闘争に変化していつた闘争であつた。そしてこの闘争は、企闘は終つても止まることなく今も続けられ、再び首切り合理化をやらせないため各職場で、各地域で、そして色々な型で闘いは展開された。

一、再び首切りがきた

敵階級は、石炭企業合理化法通過を契機としてその本質をバクロし、合理化という名の首切りをおく間もなく提案してきた。その第一陣が内容ゝ多少の相違はあつても三井であり、第二陣が住友であり、第三陣が三菱である。そしてこの三菱は　急速に組合との対決を求めてきた。もし三菱の闘いを孤立させ、敗れるが如きことが生じた場合は次にくるのは三井である。

それは三井の会社と三菱の会社が競争している中において、三菱が首切ゝ成功することは、われわれと無関係ではあり得ないからである。三菱の闘いはわれわれの闘いである認識の上たつて、一昨年企闘の「昨日は人の身、今日は我が身」の合言葉を想いおこしあくまで徹階級の野望を粉砕するためけつ起するときがきた。

一、長期計画闘争について

三井鉱山の提示した「長期計画」に対決する闘争の基本については三鉱連機関決定による「闘争方針」によつて明らかであるが、三井の長期計画闘争をかちとることは、三菱の首切を勝利に導く道であり、三井の長期計画闘争を強力に闘うことは、三菱の闘いを援助することにつながるものである。

今こそ同志の友愛と信頼、階級的連帯性を認識し、炭労統一闘争、統一行動によつて敵階級との対決を迫るべきである。

三鉱連中闘委員長はこの情勢に対処し、「中闘指令第一号」を発したが、この指令に基く三池のあり方として先づわれわれのおかれている現実を周知徹底すると共に、中央の指向する方針に基く山元の具体的諸要求を、大衆討議の中よりつくりあげる組織行動を開始した。

この闘いは、われわれの首を守る闘いにつながるものであり、そしてこの闘いを勝ち抜くものは大衆行動以外の何ものもなく、鉄石の団結と、不敗の信念をもつてこの闘いに突入しなければならない。

長期計画闘争について

三鉱連中闘指令第一號を発す

三鉱連中執大会議案を審議

炭労臨時大會10月30日から

九月二十三日から二日間にわたり明日館で開かれた炭労拡大中央執行委員会は、大会提出議案の①賃金闘争予算　②規約改正　③規約改正　④炭労会館建設　⑤労働プランについて審議を行つた。

（第一日）

選挙闘争強化について

第八回中央委員会の決定通り七〇円の予算を提案する。三名の候補として組まれたものであるが、候補者が増えても予算の枠を拡げることは困難であろうということで決定された。

規約一部改正の件

今次大会には中央委員の定数変更についてのみ提案する。現在の選出比率（四千名毎に一名、端数二千名につき一名増）は、かつての組織人員によるもので、人員が減つている現状では　大会にかわる中央委員会の格からみて適当ではないために定員数を変更する。即ち現在の三千名毎に一名、端数一千名毎に一名として提案することになつた。

初の職場共闘なる

三川

鑛職共闘委會が發足

三川支部では支部長以下各職行部及び各級機関は全力を傾けて長期計画に反対する闘いを組織しているが、九月十五日職場で初の共闘委員会が成立した。共闘の名称は第五鉱職共闘委員会で議題は

1、メンバー交換
2、運営機構
3、役員選出

で、メンバーは鉱職それ〴〵四名、委員長福島選、副委員長保井隆一両氏を選出、今後の方針として鉱職は共同一炭労組織間としての同志的結合を確固たる強い職場のミゾを無くし　職場の盲闘問題の早期解決を図り、長期計画闘争を手を取り合つて闘い抜くことゝする。と決定した。また議題のなかゝは意思公傷者の坑外へ出る時は附添者を含めて如何なる人よりも優先することゝに定員外乗車は禁止することと決定された。

炭労會館建設の件

大綱と方針提出についての資料を提出することゝ次期大会に正式議題として提案する。以上の三点を決定し、併せて小倉闘争支援の生活資金七〇円のカンパを中執から提案することに決定した。

31年度賃闘方針を討議

（第二日）

賃金、期末闘争について

期末要求額は即刻プラスアルファ要求とする交渉方式は対角線交渉を最低とする。

賃金について

最低賃金三四〇円（月額八千円）を要求する。一率引上げは一方当り五〇円（税込）修正給は一方当り三〇円（税込）家族給は基準外賃金として要求、基準賃金は本人給のみとする。基準外賃金については各社各山で協議決定する。期末　賃金闘争は同じ闘争機構の中で推進し　交渉方式は対角線交渉を最低とする。日程としては年末までに経過指導交渉権の確立を行い一月早々より本格闘争に入る。本年の賃闘の組織についての特徴は、従来石炭鑛業労闘に闘争のヤマをもつていくという方式で組み立てられたが、本来賃金は最要と根本的な関連があるものではないとして本年は如何に統一して闘うかを焦点にした。従つて総評の主要単産の波なと十分考慮に入れて闘いを組んでいく。

勞働プラン闘争について

現在闘っている、また闘いをしようとしている企業聯傾反対闘争は闘指導要をかねて、大会議案の大衆討議をおこすため中央本部より阿部、唐江、古賀、上村の中執が四日九州地方本部へ来るので、九州炭労では各支部代表者会議を招集してオルグを囲み質疑を行うことになつている。

炭労第十四回臨時大会は十月三十日から十一月二日まで四日間神田一ツ橋教育会館で開催されます。

三菱分離第二会社案を撤回

希望退職案提示

三菱炭運は会社に対し「第二会社案を撤回、具体的資料を提出せよ」という二十三日の期限付申入れを行つていたが、同日午後五時半から開かれた第六回団交で大要次のような回答書を組合に提示した。

会社は両面打開の措置として三案を提示し、資料もとつて当方の事情を説明し　第二会社の構想の展望を発表した。

会社としては特に勝田並びに筑豊各山の組合員各位に影響する処は大きく、その責任を感じているので、実施に当つては組合の協力なくしては到底目的達成は出来ないと固く信じている。従つて会社が述べたように「会社としては第一案即ち分離し第二会社を設立することが最も望ましい」と会社の考え方は　その確信にもとづく表明で組合との間に徒らに事を構え、組合の意志を無視して一方的に第二案を強行しようとするものではないという趣旨である。

しかしながら本件解決の絶対前提条件である組合の協力が望み薄となり実施成功は困難となつたので、真に遺憾であるが、分離第二会社案は考え直さざるを得ないようになつた。もとより勝田・筑豊各山問題はこのまゝには出来ないので、会社は何等かの提案をし勝田、筑豊各山打開対策を実施せざるを得ない。唯一の対策であつた第二会社案を考え直して他日提出したいが　若干の日数を借りたい。

以上が会社回答書の大要であるが組合は「分離を撤回したと解して組合は「そう解してもよい」と答えたのに対し、会社は「そう解してもよい」と答え団交は十分間で終つた。

なお、会社の再提案は団交の過程で二十六日か二十七日にするとのことであつた。

企闘委波狀スト決定

各山へオルグ

二、三鉱代、計七十五名をもつて組織されている。ガス爆発があるとき以外は絶対にさせられないように毎日こゝに三鉱代で勤務している。われ〳〵のために坑内を見せてくれたが、何かの合図があつたと思つた途端に隊員は一斉に五合竪坑に分乗、ドアを開けて直ちに飛降り救命具をつけて一切の準備を完了し自動車に乗つて出発するという動作がわずか三分間であつた。

このようなことは日本では到底考えられないことである。如何に社会主義の国が人命を尊重するかということが、この点を見たゞけでうなものであつた。われ　を案も伺える。われ〳〵の常識からすれば坑内の払いで裸電燈をつけての人であつたが「この炭鉱では保作業をするようなところにこのよう安全を守ることが一ばん最重点的に な常設救護隊を設けておくという行われている。そして月々生産目 ことは考えられないことであり、標を完全に遂成するということが日本の資本家なら、絶対にこのようなことはしないであろう。方が一ということを考えて、このような万全の措置が講じてあるわけである。

それから、この附近にある炭住を見せてもらうことになつたが、そのとき、通訳のポーリス君が、「私が皆さん方を社宅に案内すると前以て連絡してこぼん立派な家に案内したと思われては折角みなさんを案内したことの趣旨に反するので、みなさんがどこのうちでも入りたいと思う家に勝手に入つて下さい」と言つたので、私たちは自分の思うがまゝに「御免下さい」と言つて社宅のなかに入りこんだ。この社宅は三間式、四間式のところが多く、私たちの入つた社宅には四十五、六の婦人がちようど夕食の準備をしていたところであつた。この婦人は「主人は坑外夫で、収入は月千二百ルーブル、子供がいないので二人暮だから生活は非常に楽です」と言つていた。三間式でしかも風呂付で なものを見学したが、最後に案内されたところは常設救護隊であつた。この常設救護隊は二十五名一組で、三鉱代、計七十五名をもつて組織されている。ガス爆発があるとき以外は絶対にさせられないように毎日こゝに三鉱代で勤務している。われ〳〵のために坑内を見せてくれたが、何かの合図があつたと思つた途端に隊員は一斉に五合竪坑に分乗、ドアを開けて直ちに飛降り救命具をつけて一切の準備を完了し自動車に乗つて出発するという動作がわずか三分間であつた。

このようなことは日本では到底考えられないことである。如何に社会主義の国が人命を尊重するかということが、この点を見たゞけでうなものであつた。われ　を案も伺える。われ〳〵の常識からすれば坑内の払いで裸電燈をつけての人であつたが「この炭鉱では保作業をするようなところにこのよう安全を守ることが一ばん最重点的に な常設救護隊を設けておくという行われている。そして月々生産目 ことは考えられないことであり、標を完全に遂成するということが日本の資本家なら、絶対にこのようなことはしないであろう。方が一ということを考えて、このような万全の措置が講じてあるわけである。

欧亞旅行記（32）

組合長　宮川睦男

完備された常設救護隊

何しろ労働時間が拘束七時間で調成されている。ガス爆発があるなしに拘らず、日本の消防署の隊員が人命に関係のあるような問題をする場合は、保安上、ある場合は人命に関係のあるような問題をする場合は労働者の執行委員会の決議がなければ出来ないという厳しい規則があるということである。

われ　はこの切符を出て、道中をいろ〳〵観察しつゝ、昇坑した排水も十分とはいえずジメ〳〵しう所が沢山あつて、一般的に優れているという点は見なかつた。

竪坑の櫓は二段櫓になつていて四二の竪坑をもつていて会主義の国が人命を尊重するかということが、この点を見たゞけでうなものであつた。われ　を案も伺える。われ〳〵の常識からすれば坑内の払いで裸電燈をつけての人であつたが「この炭鉱では保作業をするようなところにこのよう安全を守ることが一ばん最重点的に な常設救護隊を設けておくという行われている。そして月々生産目 ことは考えられないことであり、標を完全に遂成するということが日本の資本家なら、絶対にこのようなことはしない

基準法改惡反對闘争について

中央委員会で提案したものを具体的に大会へ提案する。

十月四日各組合代表者會議

大会議案の説明でオルグ来福、仕

和解書に対する修正點

一項について：編集幸雄以下十名の職場復帰を保留することに同意し、他は全員復職する但し前記十名に関し、別段の裁定があつた時は、労資これに従う。

二項について：組合員福島幸雄以下十名の職場復帰を保留することに同意し、他は全員復職する但し前記十名に関し、別段の裁定があつた時は、労資これに従う。

三項について：会社及び組合は本日中に調停団に対し別途金一封を考慮する。

四項について：会社は本和解が成立すると同時にロックアウトを解除し、組合は平常作業に復帰するものとする。

五項について：組合の自主的なものであり、ここでは表現しないのが妥当、出炭協力は六項に含つたので削除したい。

六項について：会社は労働環境の改善に努力し組合は出炭に協力するものとする。

七項について：会社及び組合は本解書問題に関し生ずる紛争については地方労働委員会の調停に従い解決の手段として争議行為を行わない。

八項目について：会社及び組合は今次の争議期間中の賃金補償等に関する期末手当、賃金補償等の要求を取り下げ、会社は組合に対し生産増強の立ち上り資金として一人当り一万円を一括支給するものとする。

以上

和解書に対する会社回答

一、二項の㊀その他の者は復職するとあるは、その氏名は左記の如く解釈する。

塚本、星川、今、百光、岡本有吉、広田、松本、藤倉、後藤、岡田、梅崎

二項の㊁解雇より復職までの賃金の支払いはしない。

三、三項金一封の件はその条文通り会社の設定による。

四、四項ロックアウト解除の時期は離職と同時とする。

五、五項新執行部には和解の趣旨により誓約書、復職者を含まないものとする。　以上

争議最終段階に？

小倉争議の四ケ月に亘る暴力団、三菱の介入を排しての闘いは前記の通り最終段階に来た感があるが、ひてから次にこの中心地にある救に対し生産増強の立ち上り資金として一人当り一万円を一括支給するものとする。

以上

小倉市和解斡旋案を提出

小倉労組勝利の日まで共に闘へ

小倉争議について　さきに九月八日小倉地裁から和解案が大家弁護士（炭労弁護団）に内示があつたその内容は会社の主張を容れたものであつた。弁護士は炭労及び小倉労組にはかるまでもなく和解案の提示をことわつた。その後小倉市役所、市会、商工会議所の主要メンバーが調停委員会をつくり、アッセンを続いていたが、九月二十日次の和解書を基礎として調停を行つたので、これに対する労資双方の意志表示を二十三日午後一時まで行うよう和解書が提示された。

和解書

一、会社は解雇通告を撤回する。

二、組合側は大熊氏見地より組合幹部及び組合員の福島幸雄、島津太助、福田茂、原助、大森貞又、下川敏、村上敏、池田恭助、福田鑑、武田三二の諸氏は辞職し、その他のものは全員復職する。但し地方労働委員会において前記十名に関し、別段の裁定があつたときは　労使双方これに従うものとする。

三、会社側は辞職者に対し別途金一封を考慮する。

四、会社側は本和解が成立と同時にロックアウトを解除する。

五、組合側は速かに大会を開き新執行部を選出し　その責任において出炭に努力する。

六、会社側は労働環境の改善に努力する。

七、今後一ケ年は労使双方、紛争の解決手段として実力行使を行わない（スト、怠業、ロックアウト）

八、紛争解決については地方労働委員会の調停にまかせる。

昭和三十年九月二十一日

小倉市長
小倉市会議長
小倉市商工会議所会頭
小倉労組長殿

組合修正案を回答

小倉闘争対策委員会及び小倉労組は困難を切り開きながら労資の和解に向ける会社側の「方的な不当解雇を撤回せしめようとする組合と共に激しい紛争となつた。会社は正常な組合活動を挑えるために大量の暴力団を雇入れたり、警察の介入などによりさらに複雑なものとなつた。その上八月十六日以降会社側は争議手段としてロックアウトの暴挙に出たため、組合はこれを受けて立ち、本日に至るまで労資の自主的解決の難しい長期闘争となつた。しかるに今回貴職が問題解決に乗り出され、あらゆる意思をもつて和解にのぞみたい。

九月二十一日提示された調停案については、あらゆる角度から各項目毎に論議した結果、組合の見解と要望を統一したので御検討御配慮をお願いします。

和解書に対する修正點

一項について：編集幸雄以下十名の職場復帰を保留することに同意し、他は全員復職する但し前記十名に関し、別段の裁定があつた時は、労資これに従う。

二項について：組合員福島幸雄以下十名の職場復帰を保留することに同意し、他は全員復職する但し前記十名に関し、別段の裁定があつた時は、労資これに従う。

三、三項金一封の件はその条文通り会社の設定による。

四、四項ロックアウト解除の時期は離職と同時とする。

五、五項新執行部には和解の趣旨により誓約書、復職者を含まないものとする。　以上

和解書に対する会社回答

一、二項の㊀その他の者は復職するとあるは、その氏名は左記の如く解釈する。

塚本、星川、今、百光、岡本有吉、広田、松本、藤倉、後藤、岡田、梅崎

二項の㊁解雇より復職までの賃金の支払いはしない。

三、三項金一封の件はその条文通り会社の設定による。

四、四項ロックアウト解除の時期は離職と同時とする。

五、五項新執行部には和解の趣旨により誓約書、復職者を含まないものとする。　以上

要望事項

一、二項但書以下削除する。

二、八項を削除し、新に八項として左記を挿入する。

和解書の条文の解釈については調停団において責任をもつて調整する。

和解書の解釋

一、二項の㊀その他の者は復職するとあるは、その氏名は左記の如く解釈する。

塚本、星川、今、百光、岡本有吉、広田、松本、藤倉、後藤、岡田、梅崎

二項の㊁解雇より復職までの賃金の支払いはしない。

三、三項金一封の件はその条文通り会社の設定による。

四、四項ロックアウト解除の時期は離職と同時とする。

五、五項新執行部には和解の趣旨により誓約書、復職者を含まないものとする。　以上

炭鉱の現場から

生活革命運動に就いて

三川　兼古沙市

一

新生活運動が民主党内閣によつて提唱され、その具体的な要領が発表された。それによると藤山の新しい運動方針が並べられ民主的な形式をとつて運営されることになつている。だが飽くまでも、それが時の政府によつて提唱された運動として、天下り運動に陥る危険がないと云えぬでもない。そこで〻生活革命運動〻を真に民主的な性格を持つた、自覚された大衆の下から盛り上る運動として、新生活運動と比較して考えてみたいと思う。

二

それでは生活革命運動と新生活運動とは、単に上から唱導された運動と下から自発的になされる運動との相異に過ぎないのだろうか？　私は唯それだけの理由でこれらが相互に異なる運動であると主張するものではない。何故ならその相異は形式的なものでなく、あくまで本質的なものに属する事柄だからである。

併し生活革命運動は一見新生活運動の実践項目の内容を、大部分内包するかの様な印象を与える。例えば生活合理化、虚礼廃止、時間厳守、ヒロポン撲滅果ては冠婚の綱紀粛正とメーカー商品の良化など、その盛り沢山な新生活運動の実践内容は、同時に〻生活革命運動〻のそれにもなり得る性質のものだと考えられる。斯様な見地からすると、これら二つの運動は相異するものではなく、同じ性格の運動であると誤解され易いが、実際はそうではない。

私達は政治的、経済的、社会的、文化的或は宗教的な巨大な組織としての〻生活の場〻の下に生ている。その悪み深い〻生活の場〻をより立派な理想的なものに進化させようとする努力が、生活革命運動の趣旨で、それは単なる枝葉の消滅や切除を目的とするだけでなく、生活の場の根幹を全然新しいものにすることなのである。……Aという生活組織の型式からB型式への移更が生活革命運動の終局の目標ではないだろうか。此処に新生活運動との性格的な相異があると思われる。

三

斯様に〻生活革命運動〻は単なる日常生活の改善や合理化を促進するというに止まらず、一歩突き進んで社会的生活組織の変更を意味するものであると考えるならば、その運動の主眼目は「より多くの人々の為のより大きな幸福」ということにおいて行わなければならない。それは一部の人達の救済を目的としたものではなく、あらゆる社会的階層の為の生活の確立と向上を目的としたものなのである。

四

亦〻生活革命運動〻という用語は、あくまでも現存の生活組織を性急に破壊するという様な暴力的なものではなく、究極における新しい生活組織の実現を意味するものと思う。私達が市会、県会そして国会に私達の代表を送りこむことも、その運動の日常実践の現われであつて、殊更に難かしく考える必要のないことを最後に附言することをもつて私の所感を結びたい。

× × ×

【所】的を射て居るのだが、肝腎なところがゆしボケた。

感想文一席

生活革命運動に就いて

三川　兼古沙市

一

新生活運動が民主党内閣によつて提唱され、その具体的な要領が発表された。それによると藤山の新しい運動方針が並べられ民主的な形式をとつて運営されることになつている。だが飽くまでも、それが時の政府によつて提唱された運動として、天下り運動に陥る危険がないと云えぬでもない。そこで〻生活革命運動〻を真に民主的な性格を持つた、自覚された大衆の下から盛り上る運動として、新生活運動と比較して考えてみたいと思う。

二

それでは生活革命運動と新生活運動とは、単に上から唱導された運動と下から自発的になされる運動との相異に過ぎないのだろうか？　私は唯それだけの理由でこれらが相互に異なる運動であると主張するものではない。何故ならその相異は形式的なものでなく、あくまで本質的なものに属する事柄だからである。

併し生活革命運動は一見新生活運動の実践項目の内容を、大部分内包するかの様な印象を与える。例えば生活合理化、虚礼廃止、時間厳守、ヒロポン撲滅果ては冠婚の綱紀粛正とメーカー商品の良化など、その盛り沢山な新生活運動の実践内容は、同時に〻生活革命運動〻のそれにもなり得る性質のものだと考えられる。斯様な見地からすると、これら二つの運動は相異するものではなく、同じ性格の運動であると誤解され易いが、実際はそうではない。

私達は政治的、経済的、社会的、文化的或は宗教的な巨大な組織としての〻生活の場〻の下に生ている。その悪み深い〻生活の場〻をより立派な理想的なものに進化させようとする努力が、生活革命運動の趣旨で、それは単なる枝葉の消滅や切除を目的とするだけでなく、生活の場の根幹を全然新しいものにすることなのである。……Aという生活組織の型式からB型式への移更が生活革命運動の終局の目標ではないだろうか。此処に新生活運動との性格的な相異があると思われる。

三

斯様に〻生活革命運動〻は単なる日常生活の改善や合理化を促進するというに止まらず、一歩突き進んで社会的生活組織の変更を意味するものであると考えるならば、その運動の主眼目は「より多くの人々の為のより大きな幸福」ということにおいて行わなければならない。それは一部の人達の救済を目的としたものではなく、あらゆる社会的階層の為の生活の確立と向上を目的としたものなのである。

四

亦〻生活革命運動〻という用語は、あくまでも現存の生活組織を性急に破壊するという様な暴力的なものではなく、究極における新しい生活組織の実現を意味するものと思う。私達が市会、県会そして国会に私達の代表を送りこむことも、その運動の日常実践の現われであつて、殊更に難かしく考える必要のないことを最後に附言することをもつて私の所感を結びたい。

× × ×

【所】的を射て居るのだが、肝腎なところがゆしボケた。